

中東知的財産ニュースレター Vol. 88

◆ 目次

1. 主要トピック

アラブ首長国連邦（UAE）

- ・ ラアス・アル=ハイマの当局が大規模な強制捜査により 2,300 万 UAE ディルハム（626 万 US ドル）相当の模倣品を押収
- ・ E コマースの大手が製品安全性基準の厳格化に注力

サウジアラビア

- ・ サウジアラビア知的財産総局（SAIP）が知財専門家の強制認証制度を導入
- ・ サウジアラビア知的財産総局（SAIP）とキングサウド大学が知財に関する先進的な学位プログラムを発足

クウェート

- ・ 知財関連活動の活性化により 2024 年上半期の特許付与件数は 25 件に

2. 他のトピック

イラク

- ・ イラクの知的財産法：法的ランドスケープ案内

クウェート

- ・ クウェート法の下での知的財産権
- ・ クウェート科学研究所（KISR）がナノ流体技術で新たに特許を取得

オマーン

- ・ オマーンの商標登録出願件数は 2023 年に 11% 増

パキスタン

- ・ パキスタンでの商標登録に関わる手順
- ・ 農業従事者は知的財産権を優先する必要があると Farukh 氏が力説
- ・ パキスタンでの商標登録に国際条約が及ぼす影響
- ・ パキスタンは農業部門における知的財産保護を支持
- ・ パキスタン知的財産機構（IPO Pakistan）が PIPRA との連携を強化
- ・ パキスタンにおける知的財産：創造性とイノベーションの保護

カタール

- ・カタール商工省（MOCI）が今年第2四半期に発行した営業許可は11,680件
- ・司法省が知的財産の法的保護に関する講座を実施

カタール-バーレーン

- ・着実な進歩：知的財産に関するカタールとバーレーンの枠組みがイノベーションと効率性を牽引

サウジアラビア

- ・サウジアラビア知的財産法の解釈
- ・サウジアラビアが知的財産権の遵守状況を調査するため覆面調査員を派遣

トルコ

- ・トルコの特許政策：国立大学特許出願コンテストは4回目も続行
- ・産業財産に関するパイオニアが集う会合「PATLIB 2024 Conference」がトルコ特許商標庁で開催

アラブ首長国連邦（UAE）

- ・UAEの知的財産規則
- ・中国知識産権局（CNIPA）とUAEが知的財産に関する協力拡大を目指す協定に署名

◆ ニュース

1. 主要トピック

アラブ首長国連邦（UAE）

- ・ラアス・アル=ハイマの当局が大規模な強制捜査により2,300万UAEディルハム（626万USドル）相当の模倣品を押収¹

模倣品取引に対する徹底的な取締り活動の中で、ラアス・アル=ハイマの当局は倉庫2か所の強制捜査を行い、価値にして2,300万UAEディルハム（626万USドル）に相当する模倣品65万点余りを押収した。押収された商品の中には、さまざまな美容用品やパーソナルケア用品が含まれている。

今回の掃討作戦を率いたのはラアス・アル=ハイマ警察の犯罪捜査課で、経済開発局（Economic Development Department）から非公式に提供された情報に従って捜査が実施された。模倣品の隠匿が疑われていた倉庫は事前から監視されており、そこに満を持して踏み入った当局が商品を押収したのである。

¹ <https://www.thenationalnews.com/news/uae/2024/08/21/ras-al-khaimah-police-seize-650000-counterfeit-items-worth-dh23-million-in-raid/>

違法営業の疑いで3人の個人が逮捕・送検され、今後は裁判が行われることになる。犯罪捜査・捜査業務課を監督する立場にある Omar Al Oud Al Tineji 警察本部長は、内報を受けて特命チームの迅速な編成が行われたことが強制捜査の成功につながったと力説している。

警察庁長官代理を務める Ahmed Said Mansoor 准将は、ラアス・アル=ハイマ警察は国家の治安維持と経済の保護に全力で取り組んでいると繰り返し述べている。同准将は、住民の安寧と国家の経済的安定性を脅かすような活動と戦う当局の弛まぬ努力を強調した。

今回の押収は、UAE 全域で展開されているより広範な模倣品取締の一環である。例えばドバイの当局は何百万ディルハムにも相当する模倣品の押収を近年報告しているが、これは違法な模倣品取引が広域的に蔓延していることを反映するものである。2021年の法改正により模倣品の製造と頒布に適用される罰則が強化されたことは、模倣という重要な問題に対処しようとする UAE の決意を明確に示すものである。

・ E コマースの大手が製品安全性基準の厳格化に注力²

UAE で e コマース用プラットフォームを提供している大手企業は現在、オンラインで販売されるすべての製品（特に第三者販売業者から提供された製品）が真正かつ安全な製品であることを消費者に保証しようと従来以上に努力している。Amazon、Noon、Sharaf DG、Eros、Nikai、Samsung 等の大手 11 社が、監視網の強化と消費者保護の向上を定めた産業先端技術省（MoIAT）との誓約書（Compliance Pledge）に署名したのである。

この誓約書は、UAE におけるオンラインショッピングの規範の向上に向けた重要な歩みであり、すべての商品が安全性と品質に関して必要な規則を満たしていることを保証するものである。

大手の一つである Sharaf DG の CEO を務める Nilesh Khalkho 氏は、第三者の販売業者が e コマース用プラットフォームに提供する製品の真正性を保証することの重要性を強調し、安全性と信頼性が必要であると力説している。同氏の説明によれば、企業は製品のリストを作る前に連邦基準化計測庁（ESMA；Emirates Authority of Standardization and Metrology）に証明書を申請し、自社の物流センターの徹底的な検査を行って許可された商品のみが消費者に配達されることを確認するのだという。さらに、Khalkho 氏は商品を出品する店舗に対し、価格の安さよりも製品の安全性と真正性を重視するよう要請し、消費者の意識向上を促している。

UAE の大手 e コマース企業が丸となって問題に取り組むことで、UAE 全土の消費者が、より安全で信頼性の高いオンラインショッピング経験を楽しめるようになることが期待される。

² <https://www.khaleeitimes.com/business/uae-major-firms-pledge-to-sell-safe-genuine-products-online-tighten-checks-on-third-party-sellers?refresh=true>

サウジアラビア

・サウジアラビア知的財産総局（SAIP）が知財専門家の強制認証制度を導入³

サウジアラビア知的財産総局（SAIP；Saudi Authority for Intellectual Property）は、知的財産に関する手続を代行するすべての代理人（知財専門家）に対し、実務に従事することを許可する前提として専門資格証明書の取得を要求する新たな強制要件を導入した。こうした動きは、知財関連サービスの提供者に適用される免許規則を改正するという SAIP 理事会の最近の決定を受けたものである。

新たに適用される認証要件は、サウジアラビアにおいて知財関連サービスを提供する個人が同国の高い基準を満たすのに必要な専門知識と技能を備えていることを保証するために考案されたものである。ここでいう「知財関連サービス」には、当局に対し他人の代理人として知財関連のサービスを代行する業務が含まれる。認証プロセスには、包括的な範囲の知識、技能および実践的な応用に関する試験が含まれ、知財専門家としてのプロフェッショナルな技術と能力を用いて自らの役割を遂行するために必要な手法を受験者が習得しているか否かが確認される。

上記の認証制度の導入は、知的財産をめぐるサウジアラビアの環境を向上させ、国際的なベスト・プラクティスに合致させようとする SAIP のより広範な試みの一環である。この認証を要求することにより、SAIP は、知的財産に関わる同国のニーズの成長に効果的に対応しうる高度なスキルを持った人材を育成しようとしている。

この要件は、規制当局としての SAIP の責務にも合致している。SAIP の責任範囲には、サウジアラビアにおける知的財産権の保護、行使および振興の監督が含まれているからである。知的財産関連の免許の付与に関する当局の役割は、イノベーションと経済成長を支える頑強な知財エコシステムを作り上げるという当局の使命の一部を構成する重要な要素である。

知財専門家としてサウジアラビアでサービスを提供することに関心のある人々は、同国の新規則を遵守するために上述の認証手続に従うとともに、上質で法令に適合した知財関連サービスを提供する能力を自らが備えているか否かを確認することが望ましい。知財専門家が自らの分野に精通しているだけでなく、サウジアラビアにおける複雑な知的財産法と実務を巧みに処理するための十分な能力を備えていることを保証する上で、今回導入された認証プロセスは重要なステップとなる。

・サウジアラビア知的財産総局（SAIP）とキングサウド大学が知財に関する先進的な学位プログラムを発足⁴

サウジアラビア知的財産総局（SAIP）はキングサウド大学（King Saud University）と提携し、知的財産に関する先進的な学位プログラムを発足させた。この構想は、知的財産の分野に習熟した専

³ <https://www.saip.gov.sa/en/news/2593/>

⁴ <https://www.saip.gov.sa/en/news/2636/>

門家を育成することにより、拡大しつつある市場の需要に対応しうる専門知識を備えた人材を拡充することを目指している。

初の試みとなるこのプログラムは、第1期生となる学生を対象とした特別講座によって公式に発進した。この講座の講師を務めたのは、SAIPのCEOという要職にある Adulaziz bin Mohammed Al-Swailem 氏である。Al-Swailem 氏は、学業においては優秀性とイノベーションを追求するよう学生たちに助言し、サウジアラビアの知的財産の未来を形にしていく過程で彼らが果たす役割は極めて重要だと力説した。

この先進的な学位プログラムは、理論的な知識から実務への応用に至るまでの包括的なカリキュラムを提供しており、著作権、特許、商標、植物品種、地理的表示、意匠、集積回路の回路配置など、知的財産に関する広範囲のテーマが講義内容に含まれている。さらに、国際機関、知財管理、エンフォースメント、紛争解決といった周辺的な事項も同プログラムに盛り込まれている。

クウェート

・知財関連活動の活性化により 2024 年上半期の特許付与件数は 25 件に⁵

クウェート商工省が発表した最新のデータによれば、2024年の最初の6か月間にクウェートで付与された特許は25件に達した。この期間に同国で発生した特許関連手続（出願、付与、審査、更新を含む）の処理件数は、記録によれば合計して3,714件である。

特許関連手続が最高の盛り上がりを見せたのは1月で処理件数は1,254件、次いで2月の1,046件、3月の884件となっている。後続の4月、5月、6月における処理件数は最初の3か月を下回っているが、安定したペースを維持している。

こうした状況の中で支配的な勢力となっているのは特許の更新で、処理件数全体の81.8%を占める3,039件に達している。このカテゴリーでもトップは1月で、1,170件の特許が更新されている。同国における既存の知的財産権の維持が大いに重視されていることを示唆するデータである。特許出願は処理件数全体の9.1%を占めており、今年上半期の特許出願件数は339件であった。出願の件数が最も多かったのは5月で、この月の出願件数は71件であった。

特許付与および公開の処理頻度はもっと低く、処理件数全体の0.67%を占めるのみである。今年上半期の特許付与件数は25件であった。特許付与手続の処理が最も活発だったのは5月で、8件の特許が発行されている。特許審査手続は処理件数全体の8.37%を占めており、実施された審査の件数は311件であった。このカテゴリーの繁忙期は6月で、72件の審査がこの月に完了している。

⁵ <https://timeskuwait.com/kuwait-grants-25-patents-in-just-six-months/>

以上のデータは、クウェートが自国の知的財産枠組みの強化に向けて常に取り組んでいるという事実を浮き彫りにしている。同国は、既存の特許の更新と保護に多大な関心を払う一方で、特許の出願や審査を通じて新規のイノベーションを促進しているのだ。

2. 他のトピック

イラク

- ・イラクの知的財産法：法的ランドスケープ案内

<https://mgz.com.tw/2024/08/25/intellectual-property-law-in-iraq-navigating-the-legal-landscape/> (2024 年 8 月 25 日)

クウェート

- ・クウェート法の下での知的財産権

<https://kuwaitlawyer.net/intellectual-property-rights-under-kuwaiti-law/> (2024 年 7 月 29 日)

- ・クウェート科学研究所 (KISR) がナノ流体技術で新たに特許を取得

<https://kuwaittimes.com/article/17247/kuwait/other-news/kisr-obtains-new-patent-in-nanofluid-technology/> (2024 年 7 月 30 日)

オマーン

- ・オマーンの商標登録出願件数は 2023 年に 11% 増

<https://timesofoman.com/article/148487-applications-for-trademark-registration-in-oman-up-by-11-in-2023> (2024 年 8 月 6 日)

パキスタン

- ・パキスタンでの商標登録に関わる手順

<https://hamzaandhamzaa3.wordpress.com/2024/07/30/what-are-the-steps-involved-in-trademark-registration-in-pakistan-2/> (2024 年 7 月 30 日)

- ・農業従事者は知的財産権を優先する必要があると Farukh 氏が力説

<https://radio.gov.pk/04-08-2024/farukh-stresses-need-for-agriculturalists-to-prioritize-their-intellectual-property-rights> (2024 年 8 月 5 日)

- ・パキスタンでの商標登録に国際条約が及ぼす影響

<https://hamzaandhamzaa3.wordpress.com/2024/08/19/what-is-the-impact-of-international-treaties-on-trademark-registration-in-pakistan/> (2024 年 8 月 19 日)

- ・パキスタンは農業部門における知的財産保護を支持

<https://www.urdupoint.com/en/business/pakistan-champions-intellectual-property-prot-1854117.html> (2024年8月16日)

- ・パキスタン知的財産機構 (IPO Pakistan) が PIPRA との連携を強化

<https://www.app.com.pk/business/ipo-pakistan-strengthens-ties-with-pipra/> (2024年8月16日)

- ・パキスタンにおける知的財産：創造性とイノベーションの保護

<https://mgz.com.tw/2024/08/27/intellectual-property-in-pakistan-protecting-creativity-and-innovation/> (2024年8月27日)

カタール

- ・カタール商工省 (MOCI) が今年第2四半期に発行した営業許可は 11,680 件

<https://thepeninsulaqatar.com/article/02/08/2024/moci-issues-11680-commercial-licences-in-second-quarter> (2024年8月2日)

- ・司法省が知的財産の法的保護に関する講座を実施

<https://www.gulf-times.com/article/688033/qatar/justice-ministry-holds-courses-on-legal-protection-of-intellectual-property> (2024年8月5日)

カタール-バーレーン

- ・着実な進歩：知的財産に関するカタールとバーレーンの枠組みがイノベーションと効率性を牽引

<https://www.mondaq.com/patent/1499524/forging-ahead-intellectual-property-frameworks-in-qatar-and-bahrain-driving-innovation-and-efficiency> (2024年7月30日)

サウジアラビア

- ・サウジアラビア知的財産法の解釈

<https://baticfirm.com/understanding-intellectual-property-laws-saudi-arabia/> (2024年8月5日)

- ・サウジアラビアが知的財産権の遵守状況を調査するため覆面調査員を派遣

<https://www.wam.ae/en/article/b4r4bh1-saudi-arabia-deploys-mystery-shoppers-check> (2024年8月19日)

トルコ

- ・トルコの特許政策：国立大学特許出願コンテストは4回目も続行

<https://www.turkpatent.gov.tr/haberler/patentle-turkiye-4-ulusal-universiteler-patent-yarismasinin-basvurulari-devam-ediyor> (2024年8月22日)

・産業財産に関するパイオニアが集う会合「PATLIB 2024 Conference」がトルコ特許商標庁で開催

<https://www.turkpatent.gov.tr/haberler/sinai-mulkiyetin-onculeri-ankarada-bulusuyor-patlib-2024-konferansi> (2024年8月22日)

アラブ首長国連邦（UAE）

・UAEの知的財産規則

<https://www.middleeastbriefing.com/news/intellectual-property-regulations-in-the-uae/> (2024年7月29日)

・中国知識産権局（CNIPA）とUAEが知的財産に関する協力拡大を目指す協定に署名

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=c62a0e8a-1308-4c89-bf34-205467b1c0b5> (2024年8月6日)

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 88

[著者]

Saba Intellectual Property



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2024年9月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Saba Intellectual Property が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。